保医発 1129 第８号
令和６年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）を下記のとおり改正し、令和６年 12 月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０１４（30）の次に次を加える。
（31）　抗ＧＭ－ＣＳＦ抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１４」自己抗体検査の「43」抗ＧＭ１ＩｇＧ抗体、抗ＧＱ１ｂＩｇＧ抗体の所定点数２回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に１回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０１５（６）を次のとおり改める。
（６）　「18」のＴＡＲＣは、以下のいずれかの場合に算定できる。
ア　アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量

を測定する場合に、月１回を限度として算定できる。

イ　薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合に、一連の治療につき１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき２回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ　COVID-19 と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合は、一連の治療につき１回を限度として算定できる。

３　別添１の第２章第 13 部第１節Ｎ００５－２を次のとおり改める。

（１）　ＡＬＫ融合遺伝子標本作製は、ＡＬＫ阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ＦＩＳＨ法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に１回を限度として算定する。

（２）　ＦＧＦＲ２融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、ＦＧＦＲ阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ＦＩＳＨ法（Break-apart 法）により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のＡＬＫ融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に１回を限度とする。

（参考：新旧対照表）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ０１３　（略） Ｄ０１４　自己抗体検査 （１）～(30)　（略） (31)　抗ＧＭ－ＣＳＦ抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１４」自己抗体検査の「43」抗ＧＭ１ＩｇＧ抗体、抗ＧＱ１ｂＩｇＧ抗体の所定点数２回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に１回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。 Ｄ０１５　血漿蛋白免疫学的検査	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ０１３　（略） Ｄ０１４　自己抗体検査 （１）～(30)　（略） （新設） Ｄ０１５　血漿蛋白免疫学的検査

（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）　「18」のＴＡＲＣは、以下のいずれかの場合に算定できる。	（６）　「18」のＴＡＲＣは、以下のいずれかの場合に算定できる。
ア　アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合に、月１回を限度として算定できる。	ア　アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合に、月１回を限度として算定できる。
イ　薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合に、一連の治療につき１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき２回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	（新設）
ウ　COVID-19 と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合は、一連の治療につき１回を限度として算定できる。	イ　COVID-19 と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のＴＡＲＣ量を測定する場合は、一連の治療につき１回を限度として算定できる
（７）～(15)	（７）～(15)　（略）
Ｄ０１６～Ｄ０２５　（略）	Ｄ０１６～Ｄ０２５　（略）
第２款　（略）	第２款　（略）
第３節～第４節　（略）	第３節～第４節　（略）
第４部～第 12 部　（略）	第４部～第 12 部　（略）
第 13 部　病理診断	第 13 部　病理診断
１～９　（略）	１～９　（略）
第１節　病理標本作製料	第１節　病理標本作製料
Ｎ０００～Ｎ００５　（略）	Ｎ０００～Ｎ００５　（略）
Ｎ００５－２　ＡＬＫ融合遺伝子標本作製	Ｎ００５－２　ＡＬＫ融合遺伝子標本作製
（１）　ＡＬＫ融合遺伝子標本作製は、ＡＬＫ阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ＦＩＳＨ法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に	ＡＬＫ融合遺伝子標本作製は、ＡＬＫ阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ＦＩＳＨ法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に１回を限度と

１回を限度として算定する。 （２）　ＦＧＦＲ２融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、ＦＧＦＲ阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ＦＩＳH法（Break-apart 法）により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のＡＬＫ融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に１回を限度とする。 Ｎ００５－３～Ｎ００５－５　（略） 第２節　（略） 第 14 部　（略） 第３章　（略）	して算定する。 （新設） Ｎ００５－３～Ｎ００５－５　（略） 第２節 第 14 部　（略） 第３章　（略）